



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

第25回社会保障審議会福祉部会
令和2年7月15日

資料3

社会福祉法人の事業展開に係る ガイドライン(案)について

社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン（案）について

策定経緯

- 成長戦略フォローアップ（閣議決定）において、「希望する法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、（中略）2019年度中を目途に、好事例の収集やガイドラインの策定等を行う。」が示される。
- 社会福祉法人の事業展開等に関する検討会報告書に「希望する法人向けのガイドライン策定を進めるべき」との記述が入る。
- これらを踏まえ、令和元年度 社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」において、経営者向けガイドライン案、実務担当者向けマニュアル案を検討した。
- 同推進事業でとりまとめられたガイドラインを元に、「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン（案）」を策定。

今後の予定

- パブリックコメントを経て、所轄庁に通知し、管内の社会福祉法人に周知
- また、社会福祉推進事業でとりまとめられた上記マニュアルについても、参考として周知

（参考）成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）

（2）新たに講ずべき具体的施策

- i) 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保
- ③ 医療・介護現場の組織改革や経営の大規模化・協働化
 - イ) 医療法人・社会福祉法人の経営の大規模化等

・社会福祉法人の事業の協働化・大規模化の促進方策等について、有識者による検討会を開催し、2019年度中に結論を得る。また、希望する法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、合併等の際の会計処理の明確化のための会計専門家による検討会による整理も含め、2019年度中を目途に、好事例の収集やガイドラインの策定等を行う。

（参考）「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」 検討会委員

◎座長

荒牧登史治	独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンターリサーチチームチームリーダー
浦野 正男	全国社会福祉法人経営者協議会 地域共生社会推進委員会委員
児玉 安司	新星総合法律事務所 弁護士
澤田 和秀	日本知的障害者福祉協会 社会福祉法人経営の在り方検討委員会委員
菅田 正明	法律事務所 First Penguin 弁護士・社会保険労務士
高谷 俊英	全国私立保育園連盟 常務理事
竹中 淳哉	東京都福祉保健局指導監査部指導調整課 課長代理
◎ 松原 由美	早稲田大学人間科学学術院 准教授
皆川 恭英	全国老人福祉施設協議会 副会長
吉岡 浩二	日本公認会計士協会 社会福祉法人専門委員会専門委員

（参考）社会福祉法人の事業展開等に関する検討会報告書（令和元年12月）

1 社会福祉法人の連携・協働化の方法

（3）希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備

所轄庁が合併等の手続きへの知見に乏しいとの意見や、実際に法人が合併等に苦勞したとの意見等を踏まえ、合併や事業譲渡、法人間連携の好事例の収集等を行い、希望する法人向けのガイドラインの策定（改定）を進めるべきである。

社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン（案）の概要

事業展開の種類と期待される効果

事業展開の基本的な考え方			
社会福祉法人が行う事業展開は、公益性・非営利性を十分に発揮し、社会福祉法人に寄せられている期待に応える非営利法人として、経営基盤を強化し良質かつ適切な福祉サービスの提供が実現しうる観点から行われるべき			
事業展開全体の効果	事業展開の種類と各々の効果		
	法人間連携	合併	事業譲渡等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな福祉サービスや複雑化、多様化した福祉課題への対応 ○ 一法人では対応が難しい課題への対応（外国人材の確保など） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合併、事業譲渡等の手続きに比べ容易で、意思決定から実行までが短時間で済む 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営基盤の強化、事業効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人が一体となり、本部機能や財務基盤が強化され、事業安定性や継続性が向上等 ・ スケールメリットによる資材調達などのコスト削減 ○ サービスの質の向上、組織活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相手方法人の人材、ノウハウ、設備等資源の活用により、サービスの質の向上 ・ 職員間の意識向上、新たな法人風土の醸成 ○ 人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな領域の知識・技能・経験の交流により、スキル拡大・向上 ・ 外部講師招へい、外部研修参加機会の確保など、教育環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合併の効果に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続が困難になっている社会福祉事業を事業譲渡により継続 ・ 事業譲受けによる即戦力資源の活用や新設、増設に比べ迅速な事業展開や事業化に関する負担軽減等

合併、事業譲渡等の主な手続きと留意点

合併、事業譲渡等に共通する事項		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人所轄庁等への事前相談 ○ 利用者や職員に対する十分な説明と理解の促進 ○ 寄附財産（租税特別措置法関係）や国庫補助を受けている財産について税務署、行政庁への相談 		
	合併	事業譲渡等
主な手続き	社会福祉法に規定される手続 <ol style="list-style-type: none"> ① 理事会、評議員会における合併契約の決議 ② 合併契約に関する書類の備置き及び閲覧等 ③ 合併の法人所轄庁の認可 ④ 債権者保護手続きにおける官報による公告 ⑤ 登記手続 ⑥ 事後開示、書面等の備置き・閲覧等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を譲受ける法人 譲受ける事業について新規の許認可等の手続き ○ 事業を譲渡す法人 事業廃止などの各種手続き ○ 合併と異なり、包括承継がされないため、利用者、職員、調理、清掃などの委託業務等、土地、建物など事業に関連するものは、改めて契約行為が必要
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者法人の十分な協議、当事者間の適切な合意形成 ○ 消滅法人の退職役員に対する報酬について、社会福祉法に基づく手続きにより規定された基準を厳守 ○ 租税の取扱として、租税特別措置法第40条適用を継続する場合の申請 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の譲渡は、利用者へのサービス提供継続に資するために実施するもので、譲渡先法人の事業実施可能性等に関する事業所管行政庁へ事前協議の実施 ○ 相手方法人の関係者が特別の利益供与の禁止対象者（評議員、理事、監事、職員など）となる場合、特別の利益供与の禁止規定や利益相反取引の制限規定に抵触しないよう留意 ○ 資産を譲渡する際には、法人設立時等の寄附者の持分、剰余金の配分が無く、解散時の残余財産の帰属先が社会福祉法人、国庫等になっていることに留意し、法人外流出に当たらないよう、適正な評価を行った上で価格を検討 ○ 資産を譲受ける際には、不当に高価で譲受することは、法人外流出に当たる可能性があることに留意し、適正な評価を行った上で価格を検討 ○ 租税の取扱として、有償又は無償に関わらず、寄附財産の譲渡は租税特別措置法第40条適用の取消（納付義務） ○ 一般的に有償で譲渡する場合は国庫補助金の返還（納付義務）

(参考) 合併、事業譲渡等に関する会計処理の明確化について

1. 明確化に向けた検討

- 希望する社会福祉法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、合併等の際の会計処理を明確化するため、厚生労働省社会・援護局長のもとに「社会福祉法人会計基準検討会」を設置し検討（R1.6～R2.2）

<主な論点>

- ・ 合併、事業譲受けの経済的な実態（統合と取得）の定義と判定方法
- ・ 統合又は取得と判断される場合における評価方法

- 検討の結果、社会福祉法人会計基準等の一部改正（案）等を取りまとめ。

2. 会計基準等の一部改正（案）

※詳細は別紙参照

- ・ **社会福祉法人会計基準**（平成28年厚生労働省令第79号）

合併、事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合に、計算書類の注記にその旨及び概要を追加し、財務情報の利用者に計算書類の理解に資する有用な情報を提供することを義務付け。

- ・ **社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて**

平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知

組織の結合の判定 合併は「統合」、事業の譲受けは原則として「取得」

受入資産の評価方法

- ・ 統合と判断される場合 帳簿価格
- ・ 取得と判断される場合 時価

計算書類の注記の内容の詳細

- ・ 合併、事業譲渡等の概要（相手方、理由等）、採用した会計処理、当該事業の拠点区分、資産及び負債の額等 など

3. 今後の予定

- ・ パブリックコメント 令和2年7月～（30日間）
- ・ 公布 令和2年8月
- ・ 施行 令和3年4月

社会福祉法人会計基準検討会構成員

◎ 座長

秋山修一郎	日本公認会計士協会 常務理事
岡 庄吾 (※)	岡庄吾公認会計士事務所 代表
亀岡 保夫	大光監査法人 理事長
◎ 柴 毅	日本公認会計士協会 前常務理事
中村 厚	日本公認会計士協会 社会福祉法人専門委員会専門委員
馬場 充	日本公認会計士協会 社会福祉法人専門委員会委員長
林 光行 (※)	監査法人彌栄会計社代表社員
松前江里子	日本公認会計士協会 研究員
宮内 忍	宮内公認会計士事務所

(※) 岡構成員は令和2年1月17日就任、林構成員は令和2年1月16日退任

・社会福祉法人会計基準（省令） 及び ・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（局長通知）の主な改正案の内容

・社会福祉法人会計基準（省令）第29条関係

第29条中第15号を第16号とし、第14号の次に下記（十五部分のみ）を加える。

第29条 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。
十五 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（局長通知）20関係

別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」中20から26までを1ずつ繰り下げ、19の次に下記を加える。

20 組織再編について（会計基準省令第4条1項、第29条第1項第15号関係）

(1) 社会福祉法人の組織再編において複数の組織が結合する時（この時の複数の組織を以下「結合の当事者」という。）、結合の当事者の一方が福祉サービスの提供を継続するために事業の財務及び経営方針を左右する能力を有している（以下「支配」という。）場合だけではなく、有していない場合も考えられることから、存続する又は新たに発生する組織（以下「結合組織」という。）は、結合の経済的な実態が次のいずれかに該当するか判定を行う。

ア 結合の当事者のいずれもが、他の法人を構成する事業の支配を獲得したと認められない結合（以下「統合」という。）

イ ある法人が、他の法人を構成する事業の支配を獲得する結合（以下「取得」という。）

(2) 「統合」と判断される場合、結合組織は、結合される組織（以下「被結合組織」という。）の資産及び負債について、結合時の適正な帳簿価額を引き継ぐ方法を適用して会計処理を行わなければならない。

(3) 「取得」と判断される場合、結合組織は、被結合組織の資産及び負債について、結合時の公正な評価額を付す方法を適用して会計処理を行わなければならない。

(4) 組織の結合の判定においては、合併は「統合」、事業の譲受けは原則として「取得」とする。

(5) 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合の注記は次の項目を記載する。

ア 合併の注記

① 合併の概要

合併直前における合併消滅法人の名称及び事業の内容、合併を行った主な理由、合併日及び合併の種類（吸収合併又は新設合併）並びに吸収合併の場合の合併後の合併存続法人の名称

② 採用した会計処理

③ 計算書類に含まれている合併消滅法人から承継した事業の業績の期間

④ 承継した事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳

⑤ 消滅法人において、会計年度の始まりの日から合併日直前までに、役員及び評議員に支払った又は支払うこととなった金銭の額とその内容

イ 事業の譲渡の注記

① 事業の譲渡の概要

事業の譲渡の相手先の名称及び譲渡した事業の内容、事業の譲渡を行った主な理由、事業の譲渡を行った日

② 採用した会計処理

③ 計算書類に含まれている譲渡した事業の業績の期間

④ 譲渡した事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳

ウ 事業の譲受けの注記

① 事業の譲受けの概要

事業の譲受けの相手先の名称及び譲受けした事業の内容、事業の譲受けを行った主な理由、事業の譲受けを行った日

② 採用した会計処理

③ 計算書類に含まれている譲受けした事業の業績の期間

④ 譲受けした事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳